

財務関係書類のうち、

「当該保育所の今後5年間の収支予算書」、「設置主体全体の今後5年間の収支(損益)予算書」、「設置主体全体の今後5年間の借入金等返済(償還)計画」について

1 当該保育所の今後5年間の収支予算書

認可申請対象施設について、以下により作成してください。

(1) 収入

大項目を委託費収入、その他に分類した上で、内訳を記載してください。

(2) 支出

大項目を人件費、管理費、事業費とし以下の内訳に分類してください。

ア 人件費

職員給与、法定福利費、退職金関係経費(退職共済掛金、退職引当金等)

イ 管理費

土地建物賃借料、リース料、修繕費又は修繕積立金等固定的経費

ウ 事業費

給食費、保育材料費、保険料など保育に係る経費のほか、職員研修費や旅費、交通費、広告宣伝費等その他全ての経費

(3) (1) 及び (2) の差し引き額

(4) 返済(償還) 予定額(当該施設を開設するに当たって借入等を行う場合のみ。)

(5) その他

収入(委託費収入等)の積算に用いた入所率を記載してください。

2 設置主体全体の今後5年間の収支(損益) 予算書

設置主体が行う事業全体について、損益計算書をベースに作成してください。

3 設置主体全体の今後5年間の借入金等返済(償還) 計画

設置主体全体の借入金等について、金融機関等別の借入等の内容、完済(償還) 予定年月、年間返済(償還) 予定額(元利)を記入してください。

※当該園の設置にかかる借入金も記載してください。

※ いずれも5期5年分を提出していただきます。開設が期の途中である場合は残りの期間に加えた5期5年分を提出していただきます。

